

○ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改正後	改正前
<p>8の7-1 <u>規則第8条の7第1項第2号から第4号までに規定する有価証券に関する注記については、次の点に留意する。</u> 1～4 (略)</p> <p>8の7-3 <u>規則第8条の7第3項に規定する注記については、次の点に留意する。</u> 1 <u>規則第8条の7第3項第1号イに規定する「その概要」には、保有目的を変更した有価証券の内容や保有目的を変更した時の時価が含まれること。</u> 2 <u>規則第8条の7第3項第1号ロに規定する「保有目的を変更した日及び変更の理由」には、当該有価証券の保有目的を変更する前提となった稀な場合に該当すると判断するに至った概況が含まれること。</u> 3 <u>規則第8条の7第3項第1号ホ及び第2号ハに規定する「保有目的の変更が財務諸表に及ぼす影響額」には、保有目的を変更した有価証券について、その保有目的を変更しなかったとした場合の当期の損益及び評価・換算差額等への影響額を記載すること。</u></p>	<p>8の7 <u>規則第8条の7に規定する有価証券に関する注記については、次の点に留意する。</u> 1～4 (略)</p> <p>(新設)</p>

○ 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 後	改 正 前
15の6 財務諸表等規則ガイドライン8の7-1及び8の7-3の取扱いは、規則第15条の6に規定する有価証券に関する注記について準用する。	15の6 財務諸表等規則ガイドライン8の7の取扱いは、規則第15条の6に規定する有価証券に関する注記について準用する。

○ 「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 後	改 正 前
5の4 財務諸表等規則ガイドライン8の7-1及び8の7-3の取扱いは、規則第5条の4に規定する有価証券に関する注記について準用する。	5の4 財務諸表等規則ガイドライン8の7の取扱いは、規則第5条の4に規定する有価証券に関する注記について準用する。

○ 「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 後	改 正 前
16 財務諸表等規則ガイドライン <u>8の7-1</u> 及び <u>8の7-3</u> の取扱いは、規則第16条に規定する有価証券に関する注記について準用する。	16 財務諸表等規則ガイドライン <u>8の7</u> の取扱いは、規則第16条に規定する有価証券に関する注記について準用する。

○ 「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改正後	改正前
<p>9-1 規則第9条第1項に規定する有価証券に関する注記については、次の点に留意する。 1～3 (略) 4 規則第9条第1項第1号及び第2号の記載に当たっては、債券について債券の種類ごとに区分して記載することができる。 5 (略)</p> <p>9-2 規則第9条第2項に規定する注記については、当四半期会計期間において有価証券の保有目的を変更した場合には、重要性が乏しい場合を除き、重要な変更又は著しい変動が認められるものとして注記する必要があることに留意する。</p>	<p>9 規則第9条に規定する有価証券に関する注記については、次の点に留意する。 1～3 (略) 4 規則第9条第1号及び第2号の記載に当たっては、債券について債券の種類ごとに区分して記載することができる。 5 (略)</p> <p>(新設)</p>

○ 「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 後	改 正 前
<p>16 四半期財務諸表等規則ガイドライン9-1及び9-2の取扱いは、規則第16条第1項及び第2項に規定する有価証券に関する注記について準用する。この場合において、四半期財務諸表等規則ガイドライン9-2中「当四半期会計期間」とあるのは「当四半期連結会計期間」と読み替えるものとする。</p>	<p>16 四半期財務諸表等規則ガイドライン9の取扱いは、規則第16条に規定する有価証券に関する注記について準用する。</p>